

自転車事故が多発しています！

自転車も乗れば車です。自転車は、運転免許証もいらず、誰にでも乗れる大変便利な乗り物ですが、そのぶん交通事故も多く発生しています。「自転車だから少しぐらいならルールを守らなくてもいいか。」と安易に思っていないませんか。

もう一度、自転車の安全な乗り方について考えてみましょう。

こんなときに自転車事故はおきます

【広い道路に出るとき】

飛び出しは危険です。一時停止標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず一度止まって右・左・右の安全確認をしましょう。

【無理な横断はしない】

後方の安全を確認しないで、急に進路を変更したり、突然道路を横断すると、接近してくる車にはねられます。車の直前横断や斜め横断はやめましょう。

【暗くなったとき】

夜間、無灯火の自転車に乗ることは大変危険です。必ずライトをつけましょう。

また、やむを得ず夜間に自転車に乗るときは、明るい服装を心掛け、自転車にも反射材や反射テープを取り付けて、運転者からよく見えるようにしましょう。

【携帯電話を使用しているとき】

注意が散漫となり、漫然運転となります。自転車から降りて、携帯電話を使用しましょう。



【交差点を通過するとき】

右左折してくる車には気をつけ、特に交差点近くで車と並んだときには、左折する車に十分注意してください。

また、信号交差点では必ず信号に従いましょう。

【2人乗りや片手走行などしているとき】

自転車は、バランスを取って走行する車です。

2人乗りや傘差し・手放し走行、不安定な荷物の携帯はバランスをくずし危険です。

【並列走行をしているとき】

2台、3台と横に並んでの走行は通行の妨害となり、交通事故の原因ともなります。

【自転車が通行できる歩道を走行するとき】

歩行者と接触して怪我を負わせる事故が多発しています。歩道を走行するときは、車道側を走行し、歩行者の通行を妨げないように注意して走行しましょう。

自転車の主な違反と罰則

- ＊信号無視・一時停止・右側通行
3カ月以下の懲役
または、5万円以下の罰金
- ＊2人乗り走行・並列走行
2万円以下の罰金または科料
- ＊夜間の無灯火・片手や手放し走行
5万円以下の罰金
- ＊酒酔い運転
3年以下の懲役
または、50万円以下の罰金
- ＊自転車が通行できる歩道での歩行者通行妨害
2万円以下の罰金または科料
- ＊自転車で交通事故を起こし、人を死傷させたとき(刑法)
3年以下の懲役
または、50万円以下の罰金
(民事上においても重い責任を負うことになります)

安全安心課 ☎66・1156
蒲郡警察署 ☎68・0110

